

Smooth Dance Studio 会則

本会則は、Smooth Dance Studio(以下「当スタジオ」という。)におけるレッスンその他のサービスを安全かつ円滑に運営し、会員、保護者、インストラクター等及び当スタジオの間の良好な関係を維持することを目的として定めるものである。

会員及び保護者は、入会にあたり本会則の内容を確認し、これに同意したものとする。

第1条 適用範囲

1. 本会則は、当スタジオに所属するすべての会員及びその保護者に適用する。
2. 未成年者が入会する場合、保護者は本会則の内容を確認し、会員本人とともにこれを遵守するものとする。
3. 当スタジオが別途定めるイベント参加要項、施設利用上の注意、各種案内その他のルールは、本会則の一部を構成するものとする。

第2条 定義

本会則における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員 当スタジオが入会を承諾し、入会金を支払った者をいう。
- (2) 保護者 未成年の会員の親権者その他の法定代理人をいう。
- (3) インストラクター等 当スタジオが業務委託契約を締結しているインストラクター及びスタッフ(インストラクター以外で当スタジオの業務に従事する者をいう。)を総称していう。
- (4) スタジオ運営 当スタジオの代表者及び代表者から権限を付与されて運営の職務に就く者をいう。

第3条 入会及び契約の成立

1. 入会を希望する者は、当スタジオ所定の方法により必要事項を届け出るものとする。
2. 未成年者の入会には、保護者の同意を必要とする。
3. 当スタジオが入会を承諾した後、入会金の支払をもって入会の効力が生じる。
4. 月謝の支払により、当月のレッスン受講契約が成立するものとする。
5. 単発での受講の場合は、その支払により、1回分のレッスン受講契約が成立するものとする。
6. 当スタジオは、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、入会を拒むことがある。
 - (1) 当スタジオの運営方針に同意しない場合
 - (2) 他の会員、保護者又はインストラクター等に迷惑を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 虚偽の情報を届け出た場合
 - (4) その他、当スタジオが会員として適切でないと判断した場合
7. 入会の承諾後に、届出内容に虚偽又は不正があったことが判明した場合、当スタジオは、承諾を取り消し、又は第26条の措置を行うことができる。

第4条 登録情報の変更

1. 氏名、住所、電話番号、メールアドレスその他の登録事項に変更が生じた場合は、速やかに当スタジオへ届け出るものとする。

2. 前項の届出がなかったことにより当スタジオからの連絡等が到達しなかった場合、これにより生じた不利益について、当スタジオは責任を負わない。

第5条 入会金・月謝その他の料金

1. 会員は、当スタジオが別途定める入会金、月謝、レッスン料金、イベント出演料その他の必要な費用を、本会則及び当スタジオが指定する期日及び方法により支払うものとする。
2. 月謝の支払期日は、当月の第1回レッスン日とする。
3. 支払方法は、当スタジオが指定する方法による。
4. 入会金は、退会、休会、利用停止、承諾の取消しその他理由の如何を問わず、返金しない。
5. 入会金以外の料金については、本会則に別途定める場合を除き、返金しない。
6. 月の途中における欠席、自己都合による休会その他会員側の事情によってレッスンを受講しなかった場合であっても、当スタジオが別途認めた場合を除き、月謝の減額又は返金を行わない。
7. 当スタジオは、運営上の必要性、物価その他の事情を考慮し、料金体系を変更することがある。
8. 前項により料金体系を変更する場合、当スタジオは、変更後の料金及びその適用開始日を、適用開始日の1か月前までに会員及び保護者へ周知する。

第6条 月謝の支払が確認できない場合

1. 当月の第2回レッスン日において当月の月謝の支払が確認できない場合、当スタジオは、当該会員の第2回以降のレッスンの受講を許可しない。
2. 前項により受講できなかった回について、振替及び返金を行わない。
3. 月謝の支払が完了した時点で、当該会員は、当月の残りの回数についてレッスンを受講することができる。

第7条 レッスンへの参加

1. 会員は、指定されたクラス、曜日及び時間にレッスンへ参加するものとする。
2. レッスン開始時刻に遅れる場合又は欠席する場合は、可能な限り事前に当スタジオ又は担当インストラクターへ連絡するものとする。
3. 大幅な遅刻その他安全上問題があると当スタジオ又は担当インストラクターが判断した場合、当日のレッスンへの参加を拒むことがある。
4. 会員本人又は他の参加者の安全確保が困難であると判断した場合、レッスンの途中でであっても参加を中止させることがある。

第8条 欠席・振替

1. 会員の都合による欠席について、当スタジオに当然に振替レッスンを実施する義務が生じるものではない。
2. 前項の欠席について振替を行う場合、その期限は、欠席したレッスンの属する月の翌月末日までとする。
3. 振替の対象、方法その他の条件は、当スタジオが別途定める。
4. 第6条第1項により受講できなかった回は、振替の対象としない。
5. 欠席したレッスンについて、現金による返金を行わない。

第9条 休講・代講・レッスン変更

1. インストラクター等の体調不良、施設事情、天候、災害、交通事情その他のやむを得ない事情により、休講、代講、日時の変更又は内容の変更を行うことがある。
2. 休講となった場合の振替その他の対応については、当スタジオがその都度決定する。
3. 天災、警報、感染症、交通機関の停止その他の当スタジオの責めに帰することができない事情による休講については、当該回に相当する額の月謝を返金する。

第10条 保護者によるレッスン参観

1. 小学3年生以上の会員については、通常レッスン中の保護者による参観を原則として認めない。
2. 前項にかかわらず、次の各号の場合は参観を認める。
 - (1) 体験レッスン時
 - (2) レッスン終了前の最後の10分間
 - (3) 当スタジオ又は担当インストラクターが、レッスンの運営、指導上の必要性その他の事情を考慮し、個別に参観を認めた場合
3. 小学2年生以下の会員についても、レッスンの運営、会員の集中、安全管理その他の事情から、参観の方法又は参観人数を制限することがある。
4. 参観中は、レッスンへの声掛け、会員への指導、インストラクター等への指示、私語その他レッスンの進行を妨げる行為を禁止する。
5. 他の会員のプライバシー保護のため、当スタジオの許可なく参観中に写真又は動画を撮影することを禁止する。
6. 本条のルールに従わない場合、当スタジオは、以後の参観を拒むことがある。

第11条 発表会・イベントへの出演

1. 発表会、ショー、イベントその他の当スタジオが実施又は参加する催事への出演は、原則として任意とする。
2. 出演を希望する場合は、当スタジオが定める申込方法、期限、出演料その他の条件に従うものとする。
3. 出演料には、当該催事のための振付の制作、作品の構成、出演に向けた指導その他の出演の準備に要する費用が含まれる。ただし、衣装費その他当スタジオが別途定める費用は、出演料に含まれない。
4. 出演の申込は、出演料の支払をもって確定する。確定後は、会員側の事由による申込の撤回及び出演の辞退を認めず、既に支払われた出演料その他の費用は返金しない。
5. 前項は、病気、怪我、学校行事、家庭事情、旅行、転居、予定の重複その他理由の如何を問わず、会員側の事情によって出演を辞退する場合に適用する。
6. 出演確定後は、当該会員の出演を前提として、第3項に定める準備のほか、会場費、制作費、音響・照明費、衣装費、人件費、出演人数に基づく各種手配等が行われるため、実際に出演しなかったことのみを理由とした返金是不行。
7. 衣装、物品その他個別に発注済みの費用についても、キャンセルの可否にかかわらず負担されることがある。
8. 当スタジオ又は主催者側の事情によりイベント自体が中止となった場合の返金その他の対応については、中止の理由、既に発生した費用等を考慮し、当スタジオが別途定める。

第12条 発表会・イベントに伴うリハーサル

1. 発表会その他の出演が決定した会員は、当スタジオが指定するリハーサル、場当たりその他の出演に必要な練習への参加に努めるものとする。
2. リハーサル等への著しい欠席により、作品の構成又は他の出演者に重大な影響が生じると判断した場合、出演位置、振付、出演内容等を変更することがある。
3. 安全上又は作品の運営上やむを得ない場合、出演を見合わせさせることがある。

第13条 写真・動画の撮影及び使用

1. 当スタジオは、レッスン、発表会、イベントその他の活動において、写真又は動画を撮影することがある。
2. 撮影した写真・動画は、当スタジオのホームページ、SNS、広告物、チラシ、ポスターその他の広報活動に使用することがある。
3. 16歳未満の会員に係る写真・動画を前項の目的で使用する場合、当スタジオは、あらかじめ保護者の同意を得るものとする。
4. 写真・動画への掲載を希望しない場合は、事前に当スタジオへ申し出るものとする。掲載後に削除の申出があった場合も、当スタジオは、合理的な範囲で速やかに対応する。
5. 当スタジオは、広報の目的での使用の必要がなくなった写真・動画を、合理的な期間内に消去する。
6. 会員又は保護者が撮影した写真・動画について、他の会員等が映り込んでいる場合は、そのプライバシー及び肖像権に十分配慮するものとする。
7. 当スタジオ又は第三者の権利を侵害する態様での写真・動画の公開を禁止する。

第14条 SNS等への投稿

1. 会員及び保護者は、SNSその他インターネット上への投稿に際し、次の各号の行為を行わないものとする。
 - (1) 他の会員、保護者又はインストラクター等の個人情報を本人の許可なく公開する行為
 - (2) 誹謗中傷、侮辱又は名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (3) 当スタジオが非公開として管理する情報を無断で公開する行為
 - (4) 他の会員等が映った写真・動画を本人又は保護者の承諾なく公開する行為
 - (5) その他当スタジオ又は第三者に不利益を与える行為
2. 前項の規定は、事実に基づく正当な意見の表明を妨げるものではない。

第15条 安全管理・健康管理

1. 会員及び保護者は、会員本人の健康状態を把握したうえで、レッスンに参加するものとする。
2. 発熱、感染症その他他の会員への感染のおそれがある場合は、レッスンへの参加を控えるものとする。
3. 持病、怪我その他のレッスンへの参加にあたり配慮を必要とする事情がある場合は、事前に当スタジオへ申告するものとする。
4. レッスン中に体調不良又は負傷が発生した場合、当スタジオは、応急処置、保護者への連絡及び救急要請その他の必要と判断する対応を行う。
5. 前項の対応を超える医療上の判断及び費用の負担は、会員及び保護者の責任において行うも

のとする。

第16条 傷害保険

1. 当スタジオは、会員を被保険者とする傷害保険に加入していない。
2. 会員及び保護者は、必要に応じ、自らの責任及び費用において傷害保険に加入するものとする。

第17条 貴重品・持ち物

1. 貴重品その他の所持品は、会員及び保護者自身の責任において管理するものとし、当スタジオは、所持品の寄託を受けない。
2. 所持品の紛失、盗難、破損等について、当スタジオは、当スタジオに責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わない。
3. 忘れ物については、3か月間保管し、連絡がつく場合は所有者に通知したうえで、期間経過後に処分することがある。

第18条 送迎

1. 会員の送迎は、保護者の責任において行うものとする。
2. スタジオ外又はレッスン時間外における事故、トラブル等について、当スタジオは、当スタジオに責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わない。
3. 送迎時には、周辺住民及び近隣施設の迷惑とならないよう配慮するものとする。

第19条 ご意見・ご要望・ご相談等の窓口

1. 当スタジオの運営、レッスン、料金、イベント、会員対応その他当スタジオに関するご意見、ご要望、ご相談、苦情、異議その他の連絡については、担当インストラクターではなく、スタジオ運営へ直接連絡するものとする。
2. インストラクターは、レッスンの指導を主たる業務とするため、当スタジオの運営方針、料金、契約、各種制度その他の運営上の事項について、個別の判断又は回答を行わない場合がある。
3. インストラクターへご意見、ご要望等が伝えられた場合であっても、必要に応じてスタジオ運営へ引き継ぎ、以後はスタジオ運営が対応するものとする。
4. 会員及び保護者は、インストラクターに対して、運営上の判断、特別対応、料金の変更その他その権限を超える対応を直接求めないものとする。
5. 当スタジオが指定する連絡方法又は窓口がある場合は、原則として当該方法を利用するものとする。

第20条 合理的配慮

1. 当スタジオは、障害を理由とする不当な差別的取扱を行わない。
2. 会員又は保護者から、障害その他の事情によりレッスンの受講、イベントへの出演等に配慮を必要とする旨の申出があった場合、当スタジオは、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。
3. 前項の申出は、スタジオ運営に対して行うものとする。

第21条 禁止事項

1. 会員及び保護者は、当スタジオの施設内、レッスン、イベント、会員同士の連絡先、SNS、LINEグループその他の当スタジオを通じて形成された関係を利用して、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、保護者又はインストラクター等に対する暴言、威圧、嫌がらせ、差別的言動その他これらに類する行為
- (2) 暴力、脅迫その他の危険な行為
- (3) レッスン又は当スタジオの運営を著しく妨害する行為
- (4) 連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法・ネットワークビジネス）、情報商材、投資、副業、保険、商品・サービス等への勧誘、販売又は営業行為
- (5) 宗教団体、政治団体その他の各種団体への加入、参加、寄付等の勧誘行為
- (6) 当スタジオを通じて知り得た会員、保護者又はインストラクター等の連絡先その他の情報を、勧誘、営業、販売その他当スタジオ本来の目的と異なる目的に利用する行為
- (7) 他の会員等に対し、金銭の貸借、出資、投資その他金銭を伴う取引を持ちかける行為
- (8) 当スタジオ又は第三者の名誉、信用又は権利を侵害する行為
- (9) 当スタジオの設備、備品等を破損する行為
- (10) 他の会員等の個人情報を無断で取得し、使用し、第三者へ提供し、又は公開する行為
- (11) 当スタジオの名称、ロゴ、施設、会員との関係等を、当スタジオの許可なく営利の目的その他私的な活動に利用する行為
- (12) 当スタジオの承諾を得ることなく、インストラクター等に対し、当スタジオ外（オンラインを含む。）においてレッスン、指導、振付の提供その他これらに類する役務を提供するよう、自ら又は第三者を介して依頼し、勧誘し、又はあっせんする行為
- (13) その他、当スタジオが会員間の良好な関係又は安全かつ円滑な運営を害するおそれがあると判断する行為

第22条 迷惑行為・ハラスメントへの対応

会員又は保護者による暴言、過度な要求、長時間の拘束、威圧的言動、インストラクター等への個人的な攻撃その他通常のサービス提供の範囲を超える行為があった場合、当スタジオは、対応を打ち切り、又は今後の利用を拒むことがある。

第23条 損害賠償

会員又は保護者が故意又は過失により当スタジオ、他の会員その他の第三者に損害を与えた場合、当該会員又は保護者は、その損害を賠償する責任を負う。

第24条 休会及びレッスン再開

1. 会員の最終受講日の属する月の翌月1日を起算日とし、連続して3か月以上レッスンの受講がなかった会員については、特段の手続を要することなく、休会として取り扱う。
2. 休会の期間中は、月謝は発生しない。
3. 第1項の休会の期間には、会員本人の都合による欠席、長期の不在その他理由を問わず、実際にレッスンを受講していない期間を含むものとする。ただし、当スタジオが別途取扱を定めた場合は、この限りでない。
4. 休会として取り扱われた会員がレッスンを再開する場合は、再開時に更新料2,200円（税込）を支

払うものとする。

5. 更新料の支払が完了した時点で、会員資格を通常の受講状態へ更新するものとする。
6. 休会の期間が3年に達した場合、当該会員は、自動的に退会したものと取り扱う。
7. レッソンの再開時に希望するクラスが定員に達している場合、休会前と同一のクラスへの復帰を保証するものではない。
8. 休会の期間中又は再開時に料金体系、クラス編成、担当インストラクターその他の運営内容が変更されている場合は、再開の時点における最新の制度及び料金を適用する。
9. 休会として取り扱われた場合であっても、既に確定した発表会その他のイベントへの出演に係る取扱は、第11条による。

第25条 退会

1. 退会を希望する場合は、当スタジオ所定の方法(口頭による申出を含む。)により申し出るものとする。退会は、当該申出の時点で効力を生じる。
2. 月の途中に退会した場合、既に支払われた当月の月謝のうち、退会の申出の時点以後に予定されていたレッスンの回数に応じた額を返金する。ただし、第26条第5項に該当する場合は、この限りでない。
3. 退会日までに発生したイベント出演料、衣装費その他の未払金については、退会後も支払の義務を負うものとする。
4. 発表会その他のイベントへの出演が確定した後に退会する場合についても、第11条の規定を適用する。

第26条 利用停止・退会措置

1. 会員又は保護者が次の各号のいずれかに該当する場合、当スタジオは、利用停止又は退会等の措置を行うことがある。
 - (1) 本会則に違反した場合
 - (2) 出演料、衣装費その他の未払金の支払を怠った場合
 - (3) 他の会員、保護者又はインストラクター等との間で重大なトラブルを生じさせた場合
 - (4) 当スタジオの運営を著しく妨げた場合
 - (5) 当スタジオとの信頼関係を維持することが困難であると判断される行為があった場合
 - (6) その他会員としての継続が適切でないと当スタジオが判断した場合
2. 前項各号の該当行為が軽微であり、かつ是正が可能であると認められる場合、当スタジオは、あらかじめ是正を求めたうえで、前項の措置を行うものとする。
3. 第1項の措置により退会となった場合、既に支払われた入会金、月謝その他の費用は返金しない。
4. 第1項の措置により退会となった場合における発表会その他のイベントへの出演に係る取扱は、第11条による。
5. 会員又は保護者が第25条の退会を申し出た場合であっても、当該申出の前に第1項各号のいずれかに該当する事由が生じていたときは、当該退会について第3項を適用し、既に支払われた当月の月謝その他の費用は返金しない。

第27条 反社会的勢力の排除

1. 会員及び保護者は、現在及び将来にわたり、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとする。
 - (1) 暴力団

- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他前各号に準ずる者
2. 会員及び保護者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の行為を行わないものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 当スタジオとの関係において、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当スタジオの信用を毀損し、又は当スタジオの業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 前2項に違反した場合、当スタジオは、何らの催告を要することなく、利用停止又は退会等の措置を行うことができる。
4. 前項により措置を行った場合において、当該措置により相手方に損害が生じたときであっても、当スタジオは、これを賠償する責任を負わない。

第28条 個人情報の取扱

1. 当スタジオは、取得した会員及び保護者の個人情報を、会員管理、連絡、料金管理、安全管理、イベント運営その他当スタジオの運営に必要な範囲で利用する。
2. 当スタジオは、法令に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく個人情報を第三者へ提供しない。
3. 第15条第3項により申告された持病、怪我その他の健康に関する情報は、会員の安全管理及び緊急時の対応の目的に限り利用するものとし、当スタジオは、当該情報の取得にあたり、あらかじめ本人及び保護者の同意を得る。
4. 16歳未満の会員に係る個人情報の取扱について本人の同意を要する場合、当スタジオは、保護者から同意を得るものとする。
5. 個人情報の開示、訂正、利用停止その他の請求は、スタジオ運営に対して行うものとする。手続の詳細は、当スタジオが別途定める。
6. 個人情報の取扱に関する苦情の申出先は、スタジオ運営とする。

第29条 免責

1. 当スタジオは、安全管理に十分配慮してレッスン等を実施するが、ダンスその他の運動には怪我等の危険が伴うことを、会員及び保護者は理解するものとする。
2. 当スタジオの故意又は過失による場合を除き、会員本人の体調、能力、行動等に起因する怪我その他の損害について、当スタジオは責任を負わない。
3. 天災、感染症の流行、行政機関の要請、施設の利用停止その他の当スタジオの責めに帰することができない事情によって生じた損害については、当スタジオは責任を負わない。

第30条 会則の変更

1. 当スタジオは、運営上の必要性、社会情勢、サービス内容の変更その他の合理的な理由がある場合、本会則を変更することがある。

2. 前項により本会則を変更する場合、当スタジオは、変更後の会則の内容及びその効力発生時期を定め、当該効力発生時期が到来するまでに、当スタジオのホームページへの掲載その他の適切な方法により、会員及び保護者へ周知する。
3. 変更後の会則は、前項により定めた効力発生時期から適用する。

第31条 協議

本会則に定めのない事項又は本会則の解釈について疑義が生じた場合は、当スタジオと会員又は保護者との間で誠実に協議し、解決を図るものとする。

附則

本会則は、2026年10月1日から施行する。

Smooth Dance Studio